

# 最良執行方針

2022年7月19日  
CHEER 証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際は、以下の方針に従い執行いたします。

## 1. 対象となる有価証券

東京証券取引所に上場されている株券、新株予約権証券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」のうち、当社が取扱い銘柄として選定したものといたします。

## 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る委託注文に対し、当該上場株券等が複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合であっても、すべて東京証券取引所に取り次ぎます。

当社は、お客様から委託注文を受託いたしましたら、東京証券取引所の取引参加者又は会員のうち、当社が注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、速やかに東京証券取引所に取り次ぎます。

PTS（私設取引システム）への取次ぎは行いません。

東京証券取引所の売買立会時間外に受注した委託注文については、東京証券取引所における売買立会が再開された後に取り次ぐことといたします。

## 3. 当該方法を選択する理由

東京証券取引所は多くの投資家の需要が集中しており、流動性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

## 4. その他

(1) 国内株式店頭取引については、2. に掲げる方法によらず、国内株式店頭取引サービス取扱規約において特定している執行方法により執行いたします。

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上